

基本計画

▶▶▶ I. 体系図

基本計画

I 体系図

将来像

大 綱	政 策	施 策
1 人権・市民自治	1 平和と人権を尊重するまちづくり	1 非核平和への貢献
		2 人権の保障
		3 男女共同参画の推進
	2 市民自治によるまちづくり	1 情報共有の推進
		2 市民参画・協働の推進
		3 コミュニティ活動への支援
2 防災・防犯	1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	1 危機管理体制の充実
		2 防災力・減災力の向上
		3 消防・救急救命体制の充実
	2 犯罪を許さないまちづくり	1 防犯力の向上
3 福祉・健康	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	2 消費者意識の向上
		1 生きがいつくりと社会参加の促進
		2 暮らしを支える支援体制の充実
	2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	3 介護保険制度の安定的運営
		1 生活支援など暮らしの基盤づくり
		2 社会参加の促進
	3 地域での暮らしを支えるまちづくり	1 地域福祉の推進
		2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営
		1 健康づくりの推進
	4 健康・医療のまちづくり	2 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進
		3 地域医療体制の充実
4 子育て・学び	1 子育てしやすいまちづくり	1 就学前の教育・保育の充実
		2 地域の子育て支援の充実
		3 配慮が必要な子供・家庭への支援
	2 学校教育の充実したまちづくり	1 学校教育の充実
		2 学校教育環境の整備
	3 青少年がすこやかに育つまちづくり	1 青少年の健全育成
		2 放課後の居場所の充実
	4 生涯にわたり学べるまちづくり	1 生涯学習活動の支援
		2 生涯学習環境の整備

大 綱	政 策	施 策
5 環境	1 環境先進都市のまちづくり	1 低炭素社会への転換の推進
		2 資源を大切にする社会システムの形成
		3 安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進
6 都市形成	1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	1 土地利用誘導と良好な景観形成
		2 良好な住環境の形成
		3 みどりの保全と創出
	2 安全・快適な都市を支える基盤づくり	1 道路などの整備
		2 水道の整備
		3 下水道の整備
7 都市魅力	1 地域経済の活性化を図るまちづくり	1 産業振興と創業支援
		2 就労と働きやすい環境づくりへの支援
	2 文化・スポーツに親しめるまちづくり	1 文化の振興
		2 文化財の保存と活用
		3 地域におけるスポーツの振興
	3 市民が愛着をもてるまちづくり	1 魅力の向上と発信
		2 本市独自の強みを生かしたまちづくり
8 行政経営	1 行政資源の効果的活用	1 効果的・効率的な行財政運営の推進
		2 公共施設の最適化
		3 人材育成の推進
		4 ICTの利活用

取組の視点

- 1 分野を超えた連携
- 2 市民と行政との協働
- 3 地域の特性を生かしたまちづくり

▶▶Ⅱ. 基本計画推進のために

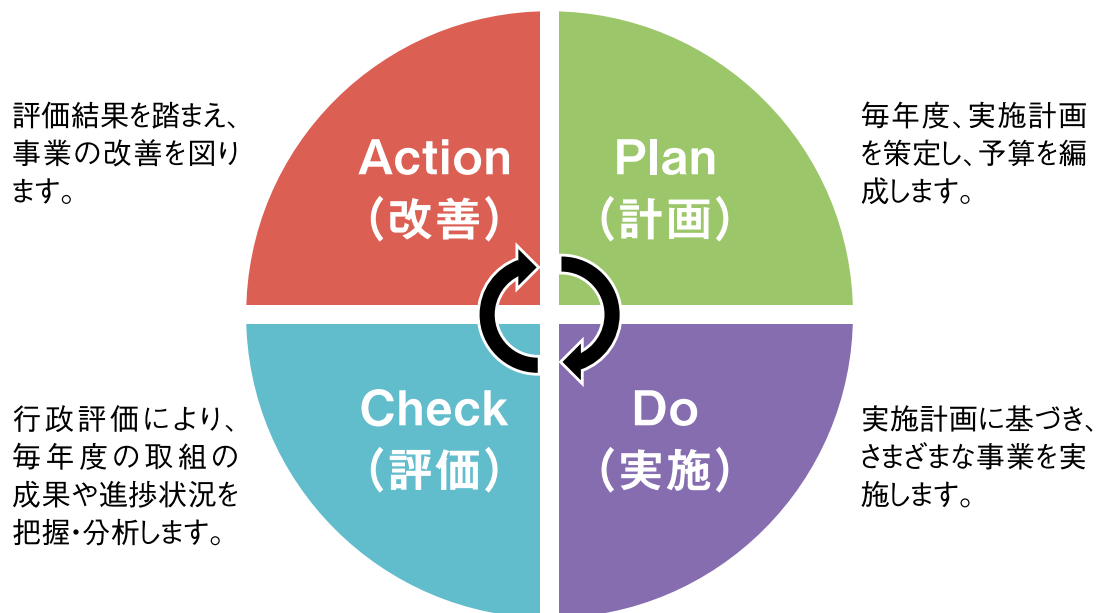
1. 基本計画の進行管理

(1)*PDCAサイクルによる進行管理

基本計画で示す政策・施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況は、*行政評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan(計画)-Do(実施)-Check(評価)-Action(改善)のサイクル(PDCAサイクル)に沿って基本計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します(図表Ⅱ-1)。

図表Ⅱ-1 PDCAサイクルによる進行管理の流れ



(2) Check (評価) の考え方

基本計画では、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に評価するため、「施策指標」を設定しています。施策指標を活用し、行政評価により基本計画の進行管理を行います。

また、施策指標とは別に、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざす「市民意識指標」を設定しています。市民意識指標は、まちづくりのさまざまな場面に関わる市民の意識や行動、満足度などの観点から、実施した取組の成果を把握・分析するために活用します。

(行政評価)

- 毎年度、行政評価により、実施した取組の成果や進捗状況を把握・分析します。その際、施策指標や新公会計制度の財務諸表などを十分に活用します。なお、行政の取組の成果は、数値や費用対効果だけで測ることは困難なものも多いことから、数値では表せない成果などについても評価を行うよう留意する必要があります。

(施策指標)

- 施策指標は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。
- 施策指標は、社会経済状況の変化や取組の進捗状況などを踏まえ、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。

(市民意識指標)

- 市民意識指標は、市民の意識や行動、満足度などを指標として設定します。基本計画の見直しや次期総合計画の策定の際、その他必要に応じて、市民意識指標の進捗状況を確認します。また、市民意識指標は、4年に1回を基本とする市民意識調査により調査を行います。

2. 個別計画による各分野の取組の推進

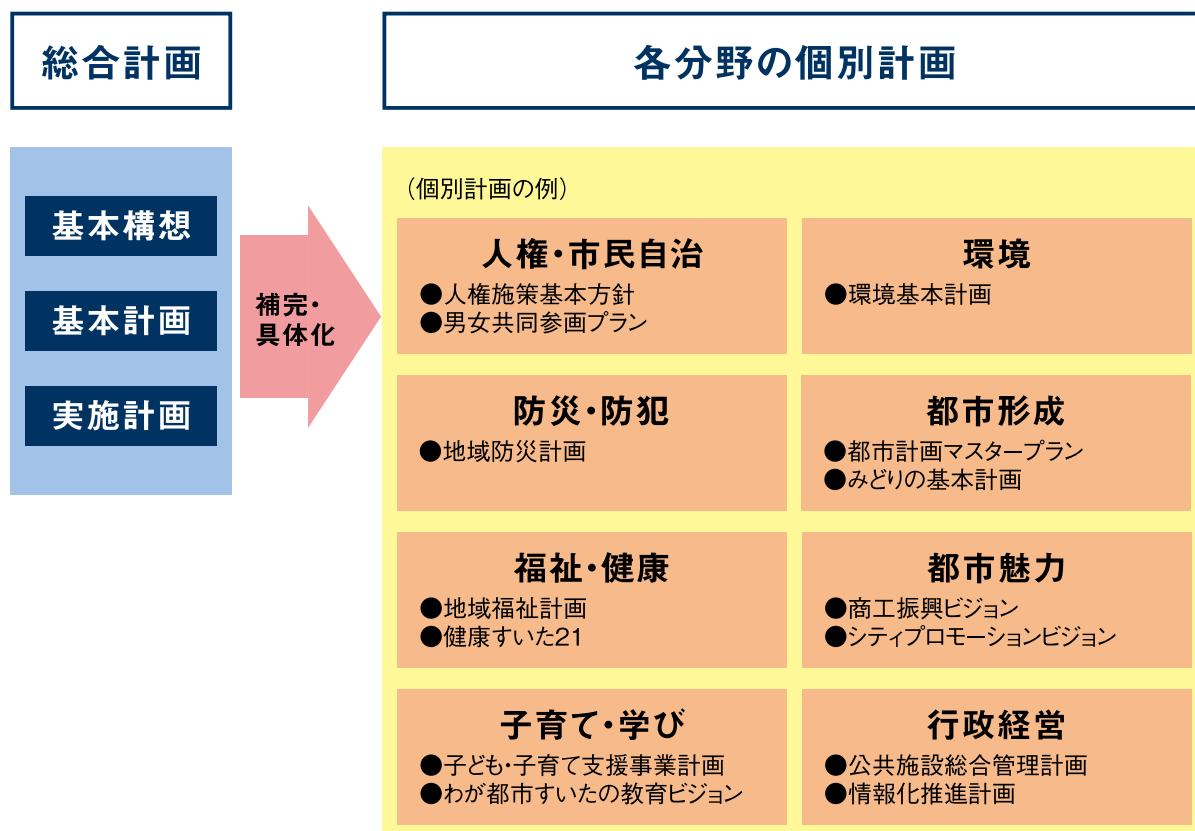
総合計画では、市のめざす将来像を示し、その実現に向けた各分野の目標や取組の方向性を政策・施策として示しています。

各分野において取組を実施するにあたっては、分野ごとの課題を詳細に整理したうえで、より具体的な施策や事業を検討します。そのため、必要に応じて、各分野の個別計画により総合計画の補完・具体化を行いながら、さまざまな取組を進めます（図表Ⅱ-2）。

また、個別計画の推進にあたっては、*行政評価などの活用を図りながら、適切な進行管理を行うこととします。

- 各分野の個別計画では、対象となる分野の課題を整理し、目標や方針を掲げ、その実現に向けた具体的な取組などを示します。
- 取組を効果的・効率的に推進するため、個別計画は、次の内容を盛り込むことを基本とします。
 - ・計画の目標年次
 - ・取組の成果や進捗状況を測るための数値目標や指標
 - ・*PDCAサイクルによる進行管理の仕組み
 - ・取組を実施する部署及び連携を行う部署

図表Ⅱ-2 総合計画と各分野の個別計画の関係



3. 財政運営の基本方針

(1) 財政運営の基本方針

今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大などにより、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれます。そのような中でも、基本計画に基づく取組を着実に実行していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行います。

(2) 目標

持続可能な財政運営に向け、以下の3点を財政運営の目標とします。また、目標の達成状況を分析するための目安として、目標ごとに指標を設定します。

① 市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造を維持します。

経常的な収入に対して、義務的経費（扶助費、人件費、*公債費）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

◆*経常収支比率 95%以下 （平成28年度 95.6%）

② 継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保します。

経済状況の変化による収入の減少、災害の発生に伴う支出の増加などに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、*財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）の確保に努めます。

◆財政調整基金の残高 100億円を確保 （平成28年度 106.3億円）

③ 将来世代への過度な財政負担を抑制しながら、本市の魅力の維持・向上を図るための必要な投資を行います。

今後、公共施設の老朽化対策を行いながら、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めるための投資を進めていく必要があります。そのような中でも、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めます。

◆*公債費比率 10%以下 （平成28年度 7.5%）

◆市債残高の*標準財政規模に対する割合 100%以下 （平成28年度 66.2%）

◆*赤字地方債の発行は、極力抑制 （平成28年度 発行なし）

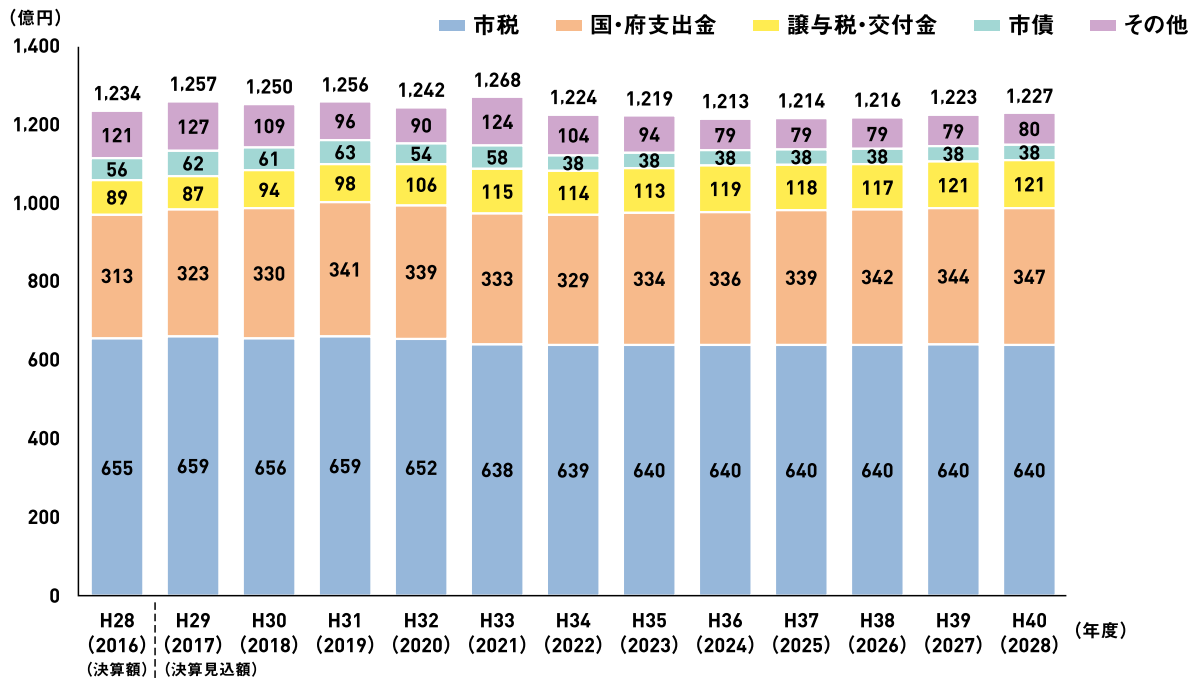
(3) 収支見通し(試算)

今後の財政運営の参考とするため、平成40年度(2028年度)までの財政収支について試算しました。

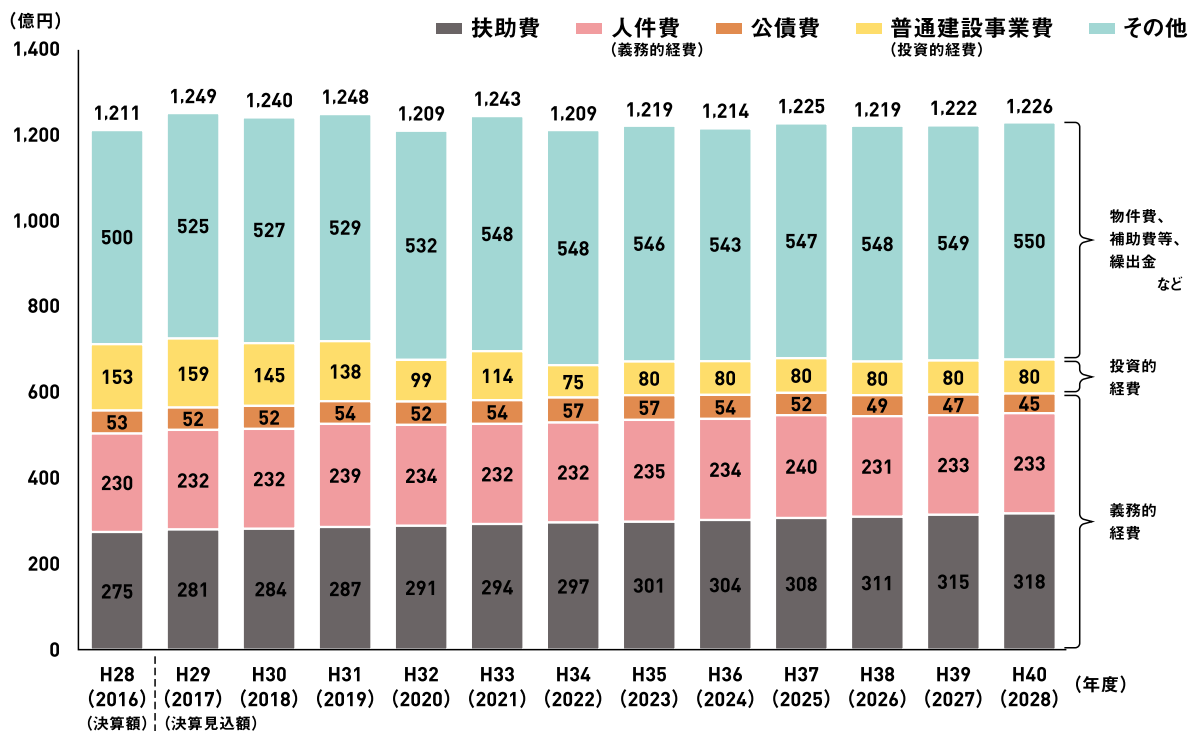
試算にあたって、地方財政制度や社会保障制度などの将来的な制度変更を予測するのは困難であるため、原則、現行制度が今後も継続するものと想定し、将来人口の推計や過去の実績などを踏まえました(図表Ⅱ-3)。

図表II-3 収支見通し(一般会計)

【歳入】



【歳出】



	(億円)												
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
差引額 (歳入合計—歳出合計)	23	9	10	9	33	25	15	0	△ 1	△ 11	△ 3	1	1
補てん額 (財政調整基金の取崩額)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	3	0	0
補てん後の差引額	23	9	10	9	33	25	15	0	0	0	0	1	1

吹田市「吹田市第4次総合計画『財政運営の基本方針』の検討資料」による

政策・施策の見方

Ⅲ.政策・施策では、将来像を実現するための基本方向である施策の大綱に沿った19の政策と51の施策を、政策ごとに見開き2ページで示しています。

タイトル(大綱)

「施策の大綱」の名称を示しています。

Ⅲ. 政策・施策

大綱1 人権・市民自治

政策1

タイトル(政策)

「政策」の名称を示しています。

平和と人権を尊重するまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの人権が尊重され、
だれもが対等な社会の構成員として
平和に安心して暮らせるまち

目標(めざすまちの姿)

政策ごとに、めざすまちの姿を
示しています。

現状と課題

本市では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、「非核平和都市宣言」を行い、啓発などに取り組んできました。しかし、世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。

人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然としてみられるとともに、*LGBTなど*性的マイノリティの人に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、*ドメスティック・バイオレンス(DV)*が深刻化しており、本市では、女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、「*Wリボンプロジェクト」などの啓発活動を進めてきました。今後も男女共同参画社会の実現やDVなどの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。

現状と課題

政策に関する社会動向や本市の現状、これまでの取組、課題を示しています。

施策

「目標（めざすまちの姿）」の実現に向け、取り組む施策を示しています。

施策名

「施策」の名称を示しています。

施策の内容

「現状と課題」を踏まえて、施策の主な目的や方向性を示しています。

施策**1-1-1 非核平和への貢献**

市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障

市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的マイノリティの人に対する配慮など新たな人権課題に取り組みます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進

市民部

男女共同参画に関する意識改革を図り、性別にかかわらず対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DVなどの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

主な担当所管

「施策」を担当する主な部名を示しています。

施策指標

取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標として示しています。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標（H40）
1-1-1	平和祈念資料館の年間利用者数	5万人 (H29年度)	6万人
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人 (H29年度)	6.5万人
1-1-2	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校 (H29年度)	54校
1-1-3	市職員の管理職（課長代理級以上）における女性の割合	25.1% (H30年度)	30%
1-1-3	交際相手からの暴力（デートDV）に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校 (H29年度)	18校

指標名

「施策指標」の名称を示しています。

目標（H40）

計画最終年度の目標値を示しています。

策定時

策定時点の実績値を示しています。

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○人権施策基本方針 ○男女共同参画プラン ○わが都市すいたの教育ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

○人権尊重の社会をめざす条例 ○男女共同参画推進条例

関連する主な条例

政策に関連する主な条例の名称を示しています。

関連する主な個別計画

より具体的な施策や取組などを示す個別計画のうち主な計画の名称を示しています。

▶▶▶Ⅲ. 政策・施策

大綱1 人権・市民自治

政策1

平和と人権を尊重するまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの人権が尊重され、
だれもが対等な社会の構成員として
平和に安心して暮らせるまち

現状と課題

本市では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、「非核平和都市宣言」を行い、啓発などに取り組んできました。しかし、世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。

人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然としてみられるとともに、*LGBTなど*性的マイノリティの人に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、*ドメスティック・バイオレンス(DV)*が深刻化しており、本市では、女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、「*Wリボンプロジェクト」などの啓発活動を進めてきました。今後も男女共同参画社会の実現やDVなどの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。

施策

1-1-1 非核平和への貢献

市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障

市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的マイノリティの人に対する配慮など新たな人権課題に取り組みます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進

市民部

男女共同参画に関する意識改革を図り、性別にかかわらず対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DVなどの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
1-1-1	平和祈念資料館の年間利用者数	5万人 (H29年度)	6万人
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人 (H29年度)	6.5万人
1-1-2	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校 (H29年度)	54校
1-1-3	市職員の管理職(課長代理級以上)における女性の割合	25.1% (H30年度)	30%
1-1-3	交際相手からの暴力(デートDV)に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校 (H29年度)	18校

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○人権施策基本方針 ○男女共同参画プラン ○わが都市すいたの教育ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

○人権尊重の社会をめざす条例 ○男女共同参画推進条例

市民自治によるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民自治の確立に向けて、
市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、
市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

現状と課題

多様化する市民ニーズに対応するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域課題の解消を図るため、市民自治によるまちづくりを進める必要があります。そのためには、地域課題や市政に関する情報を市民と行政とで共有し、市民参画と協働の取組を広げていくことが重要です。

本市では、*パブリックコメントの実施や審議会などにおける意見聴取により市民意見を市政へ反映するとともに、市民公益活動センター（ラコルタ）の設置など、*市民公益活動への支援や、さまざまな分野における市民団体や事業者との協働の取組の推進に努めてきました。また、福祉、環境、文化などのさまざまな分野での市民活動や、地域での自主的なまちづくり活動など、活発な市民活動は本市の強みとなっています。一方で、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化により、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化や、地域活動の担い手不足などが課題となっています。さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援する必要があります。

施策

1-2-1 情報共有の推進

総務部・市民部

市政に関する情報を市民と行政とで共有するため、市のホームページや「市報すいた」などにより、市民にとってわかりやすい情報提供を行います。また、情報公開制度を円滑に運用し、市民の知る権利を保障するとともに、適正な個人情報保護の徹底を図ります。

1-2-2 市民参画・協働の推進

市民部

市民参画を進めるため、審議会などへの市民委員の参画の促進や広聴・相談体制の強化を図ります。また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民公益活動への支援を行います。

1-2-3 コミュニティ活動への支援

市民部

コミュニティの活性化を図るため、自治会や市民団体などの活動への支援を行います。また、地域の実情に合わせた活動の場づくりに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
1-2-1	市のホームページの閲覧者数(月平均)	14.5万人 (H29年度)	20万人
1-2-2	市民委員の公募を行っている審議会などの割合 (公募できないものを除く)	80.4% (H29年度)	100%
1-2-2	市民公益活動センター(ラコルタ)の年間利用者数	6.4万人 (H29年度)	7万人
1-2-3	自治会加入率	51.0% (H29年度)	60%
1-2-3	コミュニティセンターや市民センターなど コミュニティ施設の年間利用件数	4.5万件 (H29年度)	4.8万件

▶▶▶ 関連する主な個別計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○自治基本条例 ○吹田市民の意見の提出に関する条例 ○情報公開条例 ○個人情報保護条例

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防災意識と
地域防災力・減災力が高まり、
災害に強いまち

現状と 課題

想定を上回る大規模な自然災害をはじめ、テロや新型感染症など、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっており、さらなる取組の強化が必要です。

災害への備えや対応として、本市では、防災行政無線屋外拡声局の増設といった防災施設の整備や災害用備蓄の充実、*高度救助隊の発足、防災ハンドブックの作成・配布、防災講座などの取組を進めてきました。また、高齢化に伴い、年々増加する救急出動件数への対応として、救急隊の増隊を行いました。しかし、行政による「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」が重要です。本市は、「安心安全の都市(まち)づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。

さまざまな危機事象に備えるとともに、被害を最小限に抑えるため、消防、救急救命など現場対応力の充実を図り、関係機関と連携しながら、危機管理体制を強化していく必要があります。地域においては、*自主防災組織や消防団などによる助け合いの取組が重要になる一方で、高齢化などによる活動の担い手不足が課題となっています。一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域防災力・減災力の向上に向けた取組の充実が必要です。

施策

2-1-1 危機管理体制の充実

総務部

自然災害などさまざまな危機事象に、迅速かつ的確に対応するため、防災協定の締結などを含む関係機関との連携を進め、情報伝達体制や災害対応力などの強化を図ります。また、災害時にも、優先すべき行政サービスが適切に提供できるよう、業務継続体制の充実を図ります。

2-1-2 防災力・減災力の向上

総務部

市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を図るため、地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう、市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援などを行います。

2-1-3 消防・救急救命体制の充実

消防本部

火災、救急、救助などに迅速かつ的確に対応できるよう、消防力の充実・強化を図ります。また、消防団や*自主消火組織などを育成するとともに、火災予防や応急手当などに関する普及啓発を行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
2-1-1	各種団体との防災協定締結数	64件 (H29年度)	100件
2-1-2	連合自治会単位での自主防災組織の結成率	70.5% (H29年度)	100%
2-1-3	消防団員数	179人 (H30年度)	250人
2-1-3	普通救命講習などの年間受講者数	1万人 (H29年度)	1万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○地域防災計画 ○国民保護計画 ○業務継続計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

犯罪を許さないまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防犯意識や
犯罪を許さないという気運が高まり、
だれもが安心安全に暮らせるまち

現状と 課題

本市は、「安心安全の都市(まち)づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。市内の犯罪は減少傾向にありますが、依然として、空き巣やひったくりのほか、女性や子供、高齢者を狙った犯罪が多発しています。特に、近年は、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを利用した新たな悪徳商法なども増加しています。

そのような中、本市では、犯罪が多発している地域への防犯カメラの設置や*青色防犯パトロールの活動支援など、地域における見守りの強化や消費生活センターでの相談、啓発などを進めています。一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域防犯力の向上に向けた、より一層の取組が必要です。

施策

2-2-1 防犯力の向上

総務部

地域の防犯力を向上させるため、地域の見守り活動の支援などを行います。また、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯協議会などと連携した防犯講座や広報活動などに取り組みます。

2-2-2 消費者意識の向上

市民部

詐欺などの被害を未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めます。また、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
2-2-1	防犯に関する講座の年間受講者数	710人 (H29年度)	1,500人
2-2-2	消費者向けの講座の年間受講者数	594人 (H29年度)	700人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○消費生活条例

高齢者の暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

高齢者が住み慣れた地域ですこやかに、
安心して暮らし続けられるまち

現状と課題

全国と比較するとゆるやかではあるものの、本市においても65歳以上人口は年々増加しており、平成25年(2013年)には高齢化率が21%を超える「超高齢社会」となりました。地域によって高齢化の状況は異なっており、すでに高齢化率が30%近くになっている地域もあります。また、ひとり暮らしの高齢者や「*老老介護」の負担を抱える世帯も増えてきています。

本市では、高齢者生きがい活動センターの設置や「*吹田市民はつらつ元気大作戦」など、高齢者の生きがいづくりや介護予防の取組を進めています。また、地域包括支援センターの増設など身近な場所での相談・支援体制の充実を図るなど、高齢者を地域で見守り支え合える体制づくりを進めています。

今後、本市においても高齢化はますます進展し、平成37年(2025年)には、いわゆる「*団塊の世代」がすべて75歳以上となることから、*後期高齢者の人口が大幅に増加し、医療や介護の需要が増大していくことが見込まれています。

そのような中、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりなどの機会や、住まい、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。高齢者を見守り支え合える地域をつくるとともに、持続可能な介護保険制度の運営に努める必要があります。

施策

3-1-1 生きがいくりと社会参加の促進

福祉部

高齢期を迎えても生きがいをもって、地域で健康に暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツなどを通じた生きがいくりの活動や就労、地域活動などの社会参加への支援を進めます。

3-1-2 暮らしを支える支援体制の充実

福祉部

可能な限り自立した生活を送れるよう、健康保持のための取組や介護予防の普及啓発などを進めます。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近なところでの相談・支援や在宅生活を支援するサービスの充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携を進めるなど、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

3-1-3 介護保険制度の安定的運営

福祉部

質の高い介護サービスを安定的に供給できるよう、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。介護ニーズの増加に対応するため、人材確保やサービスの質の向上を図るための取組などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
3-1-1	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.1万人 (H29年度)	6万人
3-1-2	後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	33.5% (H29年度)	32%
3-1-2	*認知症サポーターの養成数(累計)	2.2万人 (H29年度)	5.6万人
3-1-3	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	67.7% (H28年度)	70%

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

障がい者の暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

障がいの有無にかかわらず、
住み慣れた地域で
安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまち

現状と課題

本市では、障がい者手帳を所持する人が年々増加しており、平成28年度(2016年度)末においては、市民のおよそ20人に1人が障がい者手帳を所持しています。

障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、ともに暮らせる社会を実現するため、障がい者にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。また、地域社会、学校、職場など、暮らしのさまざまな場面において、障がいに対する理解や配慮が求められています。

そのような中、障がい者それぞれの状況に応じて、地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。

施策

3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり

福祉部

障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るとともに、*グループホームなどの住まいの場の確保に向けた取組を進めます。また、多様なニーズに対応できる相談・支援体制の構築を図ります。

3-2-2 社会参加の促進

福祉部

障がい者の社会参加の促進のため、余暇活動など外出時の移動支援などを進めます。また、就労支援の充実や*福祉的就労の場における工賃向上のための取組を進めます。さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のため、啓発などに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
3-2-1	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数(月平均)	1,274人 (H28年度)	1,860人
3-2-1	グループホームの利用者数(月平均)	337人 (H28年度)	700人
3-2-2	*移動支援事業の利用者数(月平均)	1,059人 (H28年度)	1,230人
3-2-2	「*就労継続支援(非雇用型)事業所」における工賃の平均月額	12,517円 (H28年度)	18,000円

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○障がい者計画 ○障がい福祉計画 ○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

地域での暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

地域福祉活動と総合的な生活保障により、
だれもが地域で互いに支え合いながら、
安心して暮らせるまち

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、本市においても、介護の悩みを抱える人や、子育てに不安を抱える人、経済的に困窮している人など、支援を必要とする人が増えています。また、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援などのさまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、分野を超えた総合的な支援を必要とする人もいます。

行政の取組だけでは、住民の暮らしを全面的に支えることはできず、住民同士の助け合い活動が重要です。本市では、さまざまな地域福祉活動が活発に行われています。一方で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、活動を担う人材の育成などが課題となっています。地域住民の暮らしに寄り添って支える*地区福祉委員会活動や*民生委員・児童委員活動などの地域福祉活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進する必要があります。

また、生活困窮者などへの就労支援、保健・医療、福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があります。住民が抱えるさまざまな暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知などを進める必要があります。

施策

3-3-1 地域福祉の推進

福祉部

住民主体の地域福祉活動を促進するため、住民同士の交流を促進する取組を行うとともに、地域福祉を担う団体に対し、人材育成や活動の場の確保などに向けた支援を進めます。また、地域住民や関係機関と連携し、災害発生時に*災害時要援護者への支援が適切に行える体制づくりなどを進めます。

3-3-2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営

福祉部・市民部・健康医療部

生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、包括的な相談・支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。また、生活保護、国民健康保険、国民年金など社会保障制度の適正な運営に努めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
3-3-1	*小地域ネットワーク活動の延べ参加者数 (地区福祉委員含む)	8.3万人 (H29年度)	8.8万人
3-3-1	*福祉避難所の支援を行うボランティアの人数	0人 (H30年度事業開始)	130人
3-3-2	生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる 支援により就労につながった人数	87人 (H29年度)	90人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○地域福祉計画 ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○障がい者計画 ○国民健康保険データヘルス計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

健康・医療のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、
生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、
すこやかで安心して暮らせるまち

現状と課題

わが国は世界有数の長寿国となっています。一方で、がんや循環器疾患などの*生活習慣病の増加が深刻化しており、これらの疾病は生命を奪うだけでなく、身体の機能や生活の質を低下させることなどから、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である*健康寿命を伸ばすことが重要です。

本市では「健康づくり都市宣言」のもと、市民の健康増進や病気の予防・早期発見につながるさまざまな取組を進めてきました。また、「*北大阪健康医療都市（健都）」における健康・医療に関する資源の集積を生かした健康づくりの取組や*医療イノベーションの創出に向けた環境づくりをはじめとし、循環器病予防を中心とした健康・医療のまちづくりに取り組んでいます。

心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、一人ひとりが日ごろから健康づくりに取り組むことが重要です。健都ならではの長を生かしながら、市民の生涯にわたる健康づくりの取組を支援し、生活の質の向上と健康寿命の延伸を図る必要があります。また、高齢化による医療ニーズの増加・多様化に対応しながら、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制の充実を図る必要があります。

施策

3-4-1 健康づくりの推進

健康医療部

市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康意識の向上に向けた取組や地域での健康づくり活動への支援を進めるとともに、検診などの保健サービスの充実を図ります。また、妊娠・出産や子供のすこやかな成長のための切れ目のない支援が行えるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理などの支援の充実に取り組むとともに、関係機関との連携の強化を図ります。

3-4-2 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進

健康医療部

さまざまな医療関連資源が集積する健都の特長を生かし、健都ならではの健康づくりの取組を進めるとともに、医療イノベーションの創出に向け、*国立循環器病研究センターと医療・健康関連産業などとの連携を促進するための環境を整えます。

3-4-3 地域医療体制の充実

健康医療部

市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、身近なかかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進や、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
3-4-1	*特定健康診査(吹田市国保健康診査)の受診率	46.0% (H28年度)	60%
3-4-1	生活習慣改善に取り組む市民の割合	男性:53.4% 女性:59.1% (H28年度)	男性:58% 女性:65%
3-4-2	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	0件 (H30年度事業開始)	180件
3-4-3	地域医療推進に関する講演会などの参加者数(累計)	210人 (H29年度)	1,600人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○健康すいた21

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

子育てしやすいまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

安心して子供を産み育てられ、
すべての子供がすこやかに育つことができるまち

現状と課題

近年、本市では就学前児童数が増加傾向にあるとともに、共働き家庭の増加などにより、保育所などの利用希望者が増加しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えており、子育てに関する相談件数が年々増加しています。さらに、児童虐待や子供の貧困への対策が課題となっています。

本市では、これまで、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、地域の子育て支援の拠点施設として、のびのび子育てプラザを設置し、一時預かりの実施や保護者同士の交流の場の提供などにより、子育ての負担や不安の解消に努めてきました。また、療育の拠点施設として、こども発達支援センターを設置し、一人ひとりの特性に応じた早期療育を進めてきました。

就学前の教育・保育の質の向上を図るとともに、働きながら子育てができる環境の整備や、地域における子育て支援のさらなる充実を図る必要があります。また、療育が必要な子供への対応や、ひとり親家庭への支援、虐待の未然防止・早期発見に努めるなど、子供やその家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

施策

4-1-1 就学前の教育・保育の充実

児童部

多様な保育ニーズに対応しながら、保育所や*認定こども園などの整備を進めるとともに、子供一人ひとりのすこやかな育ちを保障する質の高い教育・保育の充実を図ります。

4-1-2 地域の子育て支援の充実

児童部

妊娠・出産・子育て期にわたる保護者の負担や不安を軽減するため、育児教室や子育て相談、一時預かりなど、地域での子育て支援を切れ目なく行うとともに、子育てに関する情報を積極的に発信し、保護者が必要とする子育て支援サービスにつなげます。

4-1-3 配慮が必要な子供・家庭への支援

児童部・福祉部

発達に支援を必要とする子供やひとり親家庭、生活困窮世帯の子供など、配慮が必要な子供や家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、児童虐待の未然防止・早期発見のため、相談・啓発などに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
4-1-1	保育所などの待機児童数	55人 (H30年度)	0人
4-1-2	「*子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	3,510人 (H29年度)	5,000人
4-1-3	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、 *民生委員・児童委員などが訪問し面談を行った割合	72.2% (H29年度)	80%
4-1-3	「*ひとり親家庭相談」における就業相談の 利用により就業につながったひとり親の人数	20人 (H29年度)	50人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○子ども・子育て支援事業計画 ○子供の夢・未来応援施策基本方針

▶▶▶ 関連する主な条例

—

学校教育の充実したまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

子供たちが新しい時代を
生き抜くために必要となる
学力、人間性、体力を育むことができるまち

現状と課題

本市では、就学前から義務教育までを一体的に捉え、主体的・対話的で深い学びを大切にしながら、さまざまな教育活動を通じた小中一貫教育を進めてきました。子供たちを取り巻く環境が急激に変化している中、学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や、さまざまな課題に対応できる思考力・判断力・表現力を育むことがより一層求められています。また、グローバル化や情報化が進展する中、英語教育やICT教育など、新しい時代に必要とされる資質や能力を育むことも重要です。

いじめや不登校、子供の体力の低下が社会問題となっており、子供たちのさまざまな悩みに対応するとともに、食育や体力づくりなどの取組を進め、豊かな心やすこやかな体を育むことが重要です。さらに、教育費の負担軽減など、経済的に援助が必要な家庭に対する支援を行う必要があります。

学校施設の多くは建設から30年以上が経過しています。平成27年度(2015年度)には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、子供たちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。

施策

4-2-1 学校教育の充実

学校教育部

新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、読書活動の支援、英語教育やICT教育、食育・体力づくりなど教育内容の充実を図ります。また、いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりに対応する体制を整えるとともに、就学援助など、安心して学ぶことができる取組を進めます。

4-2-2 学校教育環境の整備

行政経営部・
学校教育部

学校施設の適切な管理を行うとともに、校舎や体育館の大規模改修やトイレの改修を進めるなど、安全で快適な教育環境を整備します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
4-2-1	授業で学習したことが将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小:87.1% 中:78.4% (H29年度)	小:95% 中:86%
4-2-1	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小:86.6% 中:80.6% (H29年度)	小:92% 中:86%
4-2-2	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	18.2% (H29年度)	100% (H36年度まで)
4-2-2	小・中学校のトイレ改修の実施率	41.5% (H29年度)	100% (H32年度まで)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○わが都市すいたの教育ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

青少年がすこやかに育つまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

家庭、地域、学校の連携・協働のもと、
青少年のすこやかな成長を支えるまち

現状と 課題

近年、核家族化の進展、地域社会とのつながりや人間関係の希薄化などによる、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。また、いじめや不登校、ひきこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっています。

そのような中、本市では、子供たちの放課後の居場所や自然体験、交流活動などができる環境の充実を図ってきました。また、地域では、青少年の見守り活動などの取組が活発に行われています。青少年のすこやかな成長を支えるためには、家庭、地域、学校がより一層連携を強化しながら、取組の充実を図ることが重要です。

青少年が地域でのさまざまな活動や体験を通じて、社会性や自立性を育むことができる環境づくりや、非行防止に向けた啓発や指導を行うとともに、ひきこもりなどの課題を抱える青少年に対する支援を行う必要があります。また、放課後の子供たちが安心して過ごし、学び、遊ぶことのできる居場所の充実を図る必要があります。

施策

4-3-1 青少年の健全育成

地域教育部

青少年の健全育成を図るため、地域での見守りや指導を行うとともに、青少年の仲間づくりや主体的な活動を支援するため、さまざまな体験・活動の機会を提供します。また、さまざまな課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図ります。

4-3-2 放課後の居場所の充実

地域教育部

*留守家庭児童育成室と「*太陽の広場」などの連携強化を図りながら、地域の実情に応じて放課後の子供の安心安全な居場所を確保し、さまざまな体験・活動の機会を提供します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
4-3-1	青少年指導者講習会の年間受講者数	268人 (H29年度)	350人
4-3-1	青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数	13.6万人 (H29年度)	14万人
4-3-2	留守家庭児童育成室の受入児童数	3,236人 (H29年度)	4,600人
4-3-2	太陽の広場などの年間参加者数	20.7万人 (H29年度)	22.7万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○わが都市すいたの教育ビジョン ○子ども・子育て支援事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

生涯にわたり学べるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

いつでも、どこでも、だれでも、
さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまち

現状と課題

本市には、図書館や地区公民館など、生涯学習活動の場となる施設が多数配置されています。市内の大学などにおいても、身近に受講できる「*市民大学講座」などの学習機会が提供されています。

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子供から大人までが心豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな生涯学習活動や多世代交流を通じて、人とのつながりを育むことが重要です。また、市民の学習ニーズの高度化・多様化に対応する必要があります。

そのような中、活動の場となる各施設の連携を強化しながら、あらゆる機会や場所において、生涯にわたって学習できる体制を整える必要があります。また、超高齢社会、防災・防犯、環境問題など現代的課題に関する学習機会の充実を図るとともに、学んだ人が学習成果を地域に還元できる仕組みづくりが必要です。

施策

4-4-1 生涯学習活動の支援

地域教育部

あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関との連携や地域の人材の活用を通じて、さまざまな講座を実施するなど、学習機会の充実を図るとともに、市のホームページや「市報すいた」などにより、学習に関する情報提供を行います。また、学習の成果が地域社会へ還元されるような取組を進めます。

4-4-2 生涯学習環境の整備

地域教育部

だれもが身近な場所で気軽に学習できるよう、図書館や地区公民館などの学習施設のサービスの充実を図るとともに、施設間の相互の連携を強化します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
4-4-1	市民大学講座の年間受講者数	2,538人 (H29年度)	3,000人
4-4-2	地区公民館の年間利用者数	43.4万人 (H29年度)	46.6万人
4-4-2	図書館の年間入館者数	195.8万人 (H29年度)	222万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○わが都市すいたの教育ビジョン ○生涯学習(楽習)推進計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

環境先進都市のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

持続可能な社会の実現に向けた
先進的な取組が進められ、
良好な生活環境が整ったまち

現状と 課題

地球温暖化や*生物多様性の衰退をはじめとするさまざまな環境問題に直面する中、持続可能な社会の実現に向けて、国際的な取組が進められています。本市では、これまで地球温暖化対策やごみ減量に関する啓発などの取組を進めてきました。また、公害対策など良好な生活環境の確保に向けた取組を行ってきました。

しかし、市域のエネルギー消費量は、さらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、*低炭素社会への転換に向けた取組の強化が必要です。市域で排出されるごみは、減少傾向にありますが、リサイクル率は目標を下回っています。ごみの減量とともに、リサイクル率の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。

また、大気や水質、騒音などは環境目標をほぼ達成していますが、市民意識調査によると快適な生活環境に関する満足度は低くなっています。本市では、駅周辺を*環境美化推進重点地区などに指定し、市民や事業者などとポイ捨て、路上喫煙禁止などの取組を進めるとともに、地域の団体と協力しながら、啓発や美化活動を行っています。そのような身近な活動を通じ、環境に対する意識を高める必要があります。

エネルギーや資源、自然共生を大切にしたライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。

施策

5-1-1 低炭素社会への転換の推進

環境部

節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進に率先して取り組むとともに、市民、事業者に対しても、啓発や情報発信を行います。また、開発事業を持続可能な環境まちづくりに誘導します。

5-1-2 資源を大切に作る社会システムの形成

環境部

ごみの発生を抑制し、資源の再使用を促進するとともに、リサイクル率の向上を図るため、市民や事業者と連携しながら啓発活動を進めます。また、安定的に廃棄物処理を行えるよう、処理施設の計画的な維持管理・長寿命化を行います。

5-1-3 安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進

環境部

公害の未然防止や早期解決のため、事業者への助言や指導を行います。また、良好な生活環境の維持や環境衛生の充実、自然共生への理解の促進を図るため、啓発活動や情報発信などの取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
5-1-1	市域の年間エネルギー消費量	18.9*PJ (H27年度)	13.1PJ
5-1-1	市域の*太陽光発電システム設備容量(累計)	1.5万kW (H28年度)	3.5万kW
5-1-2	「*マイバッグ」の持参率	44.1% (H29年度)	80%
5-1-2	市民1人当たりの1日のごみ排出量	843g (H29年度)	760g
5-1-3	公害に関する苦情を解決した割合	68.1% (H29年度)	80%
5-1-3	「*環境美化推進団体」の団体数	24団体 (H29年度)	40団体

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○環境基本計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○環境基本条例 ○環境の保全等に関する条例 ○廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
○環境美化に関する条例 ○環境まちづくり影響評価条例

みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり

目標

(めざすまちの姿)

地域の特性を生かしたまちづくりが進められ、
みどり豊かで安全・快適に暮らせるまち

現状と課題

本市では、高度経済成長期における千里ニュータウンの建設や、その後の各地での*土地区画整理事業などにより、計画的なまちづくりが進められました。現在は、市域全体が市街化されている一方で、公園、緑地などの公共のみどりや、農地、住宅地など地域で育まれたみどりにより、みどりが調和した都市空間が形成されています。

近年は、住宅団地の建替えや企業用地の土地利用転換により、市街地の機能更新が多くみられ、開発によりみどりの面積は減少しています。また、少子高齢化の進展への対応や、環境負荷の軽減、災害に強い都市の形成などを進めるとともに、良好な住環境の維持・向上に向け、適切な開発誘導や空き家の適正管理の促進などを行う必要があります。さらに、都市の中のみどりは、市民の憩いと活動の場となり、防災機能の向上や*生物多様性の保全、美しい景観の形成に役立っています。みどりの保全と創出を図り、急務となっている都市公園の老朽化に対応しながら、みどりの効果を生かしたまちづくりを進める必要があります。

本市は、市街地が形成された過程などから、異なった特色や個性をもつ地域によって構成されています。地域の特性を生かしながら、魅力ある都市空間を形成していく必要があります。

施策

6-1-1 土地利用誘導と良好な景観形成

都市計画部

地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため、適切な土地利用誘導などに努めるとともに、良好な景観形成に向けた啓発などを進めます。また、住民主体のまちづくり活動に対する支援を行います。

6-1-2 良好な住環境の形成

都市計画部・土木部

良好な住環境の形成を図るため、開発・建築の指導を行うとともに、市街地の整備・再整備を行います。また、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。

6-1-3 みどりの保全と創出

土木部

みどりを保全するとともに、公共施設の緑化や、公園・緑地の計画的な整備、民有地での緑化に向けた取組の支援などにより、地域の特性を生かした新たなみどりを創出します。公園については、老朽化や多様な利用ニーズに対応し、適切に維持管理・運営を行います。また、みどりがもつ多様な効果を活用したまちづくりを進めるため、情報発信や啓発などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
6-1-1	まちづくりのルール(*地区整備計画)の策定地区数[面積]	52地区[160.9ha] (H29年度)	75地区 [230ha]
6-1-1	景観に関するルール(*景観重点地区)の指定地区数[面積]	20地区[88.7ha] (H29年度)	40地区 [150ha]
6-1-2	住宅の耐震化率	81.4% (H27年度)	95%
6-1-2	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	28.7% (H25年度)	10%
6-1-3	公園などの面積	358.8ha (H29年度)	361.6ha
6-1-3	「*みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数	28団体 (H29年度)	60団体

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○都市計画マスタープラン ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画
○みどりの基本計画 ○住宅マスタープラン

▶▶▶ 関連する主な条例

○景観まちづくり条例 ○開発事業の手続等に関する条例(好いたすまいる条例)
○みどりの保護及び育成に関する条例 ○都市公園条例

安全・快適な都市を支える基盤づくり

目標

(めざすまちの姿)

道路、水道、下水道などの適切な維持や、
公共交通の利便性の向上により、
だれもが安全・快適に暮らせるまち

現状と課題

本市は、道路、水道、下水道などの*都市施設が計画的に整備されてきました。また、複数の鉄道路線や幹線道路が市内を通っているなど、都市基盤が一定整った状況にあります。

都市施設は建設から50年以上経過したものが多くなってきており、老朽化への対応が急務となっています。都市施設を適切に維持管理するとともに、災害への備えや環境負荷の軽減、バリアフリー化の推進などにも配慮しながら、更新・長寿命化を計画的に進める必要があります。

また、本市は交通利便性が高い一方で、市域の一部に公共交通の不便地域が残っており、その解消に向けた取組を進める必要があります。さらに、近年、自転車の利用が増えている中、自転車の通行空間の整備や利用者のマナー向上などが求められています。歩行者や自転車が安全で快適に移動できる環境を整備するとともに、交通ルールの周知徹底を進める必要があります。

施策

6-2-1 道路などの整備

土木部

安全で快適な道路環境を確保するため、歩道などのバリアフリー化を進めるとともに、計画的に道路や橋、街路樹の適切な維持管理を行います。また、*都市計画道路の整備を進めます。

6-2-2 水道の整備

水道部

安全な水を供給し続けるため、水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新に取り組みます。また、地震などの災害リスクを軽減するため、施設の耐震化などを進めます。

6-2-3 下水道の整備

下水道部

快適な生活や環境を守るため、下水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新・長寿命化に取り組みます。また、地震や豪雨などの災害リスクを軽減するため、施設の耐震化や浸水被害の軽減対策などを進めます。

6-2-4 交通環境の整備

土木部

自転車を安全・快適に利用できる通行空間や自転車駐車場などの確保を進めるとともに、交通ルールの啓発に取り組みます。また、関係機関と連携しながら、公共交通の利便性・安全性の向上を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
6-2-1	*バリアフリー重点整備地区内の 主要な生活関連経路などの整備延長	8.3km (H29年度)	17km
6-2-1	都市計画道路の整備率	91% (H29年度)	96%
6-2-2	水道管路の更新延長	7.2km (H29年度)	93km
6-2-2	*水道基幹管路の耐震化率	41.9% (H29年度)	58%
6-2-3	下水道管路の更新及び長寿命化延長	23.9km (H29年度)	65km
6-2-3	*雨水排水施設の整備率 (1時間に約50mmの降雨に対応)	54.0% (H29年度)	55%
6-2-4	*自転車通行空間の整備延長	0.9km (H29年度)	40km

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 都市計画マスタープラン ○バリアフリー基本構想 ○交通バリアフリー道路特定事業計画
○自転車利用環境整備計画 ○すいすいビジョン2020 ○水道施設マスタープラン ○公共下水道事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 自転車等の放置防止に関する条例 ○水道条例 ○下水道条例

地域経済の活性化を図るまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

地域経済の活性化が図られ、
だれもが働きやすい環境が整ったまち

現状と課題

本市は、多くの企業が立地する産業集積都市としての側面をもち、「*北大阪健康医療都市(健都)」では、国際級の複合医療産業拠点の形成も進められています。また、開業率は全国的にみて高い水準となっています。

地域の産業は、市民の雇用を確保するとともに、市民の暮らしを支える基盤でもあります。近年、経済のグローバル化による競争激化など社会経済状況が厳しさを増す中、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業への支援を進めていく必要があります。商店街においては、市民の暮らしを支え、コミュニティの核ともなる魅力ある商店街づくりに向けた支援が必要です。また、都市における農地は、貴重なみどりの空間や自然とのふれあいの場などとしても役立っており、都市と調和する農業の振興が求められています。

雇用・労働環境においては、少子高齢化による労働力人口の減少や不安定雇用の拡大などが社会問題となっています。本市では、「JOBナビすいた」などで、働く意欲がありながらさまざまな課題を抱える就職困難者に対する支援を行っており、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援のさらなる充実を図る必要があります。また、介護、保育など特定分野では恒常的な人材不足となっており、求職者とのミスマッチの解消に向けた取組が必要です。さらに、*ワークライフバランスの実現に向け、だれもが働きやすい環境づくりへの支援が必要です。

施策

7-1-1 産業振興と創業支援

都市魅力部

中小企業などの経営の安定や事業拡大、創業者の育成や定着に向けた支援を行います。また、魅力ある商業地づくりに向けて、空き店舗の活用への支援を行います。さらに、農地のさまざまな機能を活用しながら、都市農業の振興に取り組みます。

7-1-2 就労と働きやすい環境づくりへの支援

都市魅力部

就労相談や職業紹介などの充実を図り、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うとともに、人材不足分野の事業者の人材確保に向けた支援に取り組みます。また、労働環境の改善に向けた相談や啓発などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
7-1-1	開業率と廃業率の差	△2.4ポイント (H28年度)	3ポイント
7-1-1	商店街及び小売市場における空き店舗率	9.3% (H29年度)	7%
7-1-2	JOBナビすいたを活用した年間就職者数	612人 (H29年度)	630人
7-1-2	「*障がい者就職応援フェア」への参加者数	52人 (H29年度)	85人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○商工振興ビジョン ○農業振興ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

○産業振興条例 ○企業立地促進条例

文化・スポーツに親しめるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

文化やスポーツを通じて、
より豊かな市民生活を営める魅力あるまち

現状と課題

文化やスポーツは、市民の生きがいや健康づくりにつながり、市民生活を豊かにするとともに、活動を通じて地域コミュニティの形成にも貢献しています。

本市は、文化会館(メイシアター)など、文化・芸術にふれられる環境が整っているとともに、地域では、市民サークルなどによるさまざまな文化活動が行われています。また、地域には、文化活動や日々の暮らしの中で、形づくられてきた多くの文化資源があります。市民主体の文化活動への支援を行うとともに、文化や芸術にふれることができる機会の充実や文化財の保存活用を図る必要があります。また、国内外の文化交流を進めるため、*多文化共生の視点に立ったまちづくりや都市間交流を進めることも重要です。

近年、健康づくりの取組が注目される中、スポーツや運動に取り組む機運がますます高まっています。また、地域では、市民主体のさまざまなスポーツ活動が活発に行われています。*健康寿命の延伸に向けた運動の習慣化への支援や、子供から高齢者までそれぞれの体力、年齢、目的に応じたスポーツ活動が進められるよう、地域との連携のもと、スポーツに親しめる機会の充実や指導者の育成を図る必要があります。

施策

7-2-1 文化の振興

都市魅力部

文化会館(メシアター)などの身近な場所で文化や芸術にふれることができる機会を提供するとともに、市民の文化活動への支援を行います。また、多文化共生の視点に立ったまちづくりや都市間の文化交流を進めます。

7-2-2 文化財の保存と活用

地域教育部

地域の文化に関する調査研究を行うとともに、文化財を適切に保存します。また、市内のさまざまな文化財の活用を図り、市民の文化活動などを支援します。

7-2-3 地域におけるスポーツの振興

都市魅力部

地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、指導者の育成を行うなど、市民が気軽にスポーツに参加できる機会の充実に取り組みます。また、体育施設を適切に管理し、スポーツに親しめる環境づくりを進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
7-2-1	文化会館(メシアター)の年間入館者数	48.6万人 (H28年度)	50万人
7-2-2	吹田市立博物館の年間入館者数	3.4万人 (H29年度)	3.5万人
7-2-3	スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数	7.5万人 (H29年度)	9.5万人
7-2-3	「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数(累計)	4,099人 (H29年度)	5,000人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○文化振興基本計画 ○多文化共生推進指針

▶▶▶ 関連する主な条例

○文化振興基本条例 ○文化財保護条例

市民が愛着をもてるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

まちのさまざまな魅力の向上により、
市民が愛着や誇りをもち、住み続けたいと思えるまち

現状と課題

本市は、高い交通利便性や豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業や大学が立地しているとともに、市立吹田サッカースタジアムや万博記念公園があることなどから、多くの人が訪れるまちでもあります。さらに、「吹田まつり」をはじめとするイベントが盛んであるなど、暮らしにおけるさまざまな面で充実していることが本市の特徴となっています。

市民が愛着や誇りをもち、「住み続けたい」「離れても戻りたい」と思えるまちに向けて、今あるまちの魅力のさらなる向上や新たな魅力づくりに取り組む必要があります。また、市民がまちの魅力を感じられる機会を充実させることで、本市の魅力が市民から市内外へ広がるよう仕掛けていくことが重要です。

本市は、5つの大学などが立地しており、大阪府内で学生数が最も多いまちとなっています。また、市立吹田サッカースタジアムは、*Jリーグ「*ガンバ大阪」のホームスタジアムであり、レベルの高いプロの試合を身近に体感できるなど、本市の新たな魅力の1つとなっています。市民のまちへの愛着の醸成に向けては、そのような本市独自の強みを積極的に活用していくことも重要です。

施策

7-3-1 魅力の向上と発信

都市魅力部

今ある本市の強みをさらに伸ばしていくとともに、市民との連携を深めながら、新たな魅力づくりに取り組みます。また、地域資源を活用しながら、市民がまちの魅力を感じられる機会の充実を図るとともに、魅力の発信に取り組みます。

7-3-2 本市独自の強みを生かしたまちづくり

都市魅力部

大学との連携を進め、豊富な人材、情報、技術などのまちづくりへの活用を図ります。また、さまざまな団体との連携を深めながらガンバ大阪の*ホームタウン活動を盛り上げ、地域ぐるみでの応援の機運を高めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
7-3-1	吹田まつりへの協賛・協力団体数	536団体 (H29年度)	600団体
7-3-1	「*情報発信プラザ(Inforestすいた)」への年間入場者数	39.5万人 (H29年度)	45万人
7-3-2	大学との連携による事業やイベントなどの年間実施回数	96回 (H29年度)	120回
7-3-2	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数	2,032人 (H29年度)	5,000人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○シティプロモーションビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

行政資源の効果的活用

目標

(めざすまちの姿)

限られた財源や人材などの行政資源が有効活用され、
新たな行政課題に柔軟に対応しながら、
持続可能な行政運営が行われているまち

現状と課題

本市の人口は、長期的には少子高齢化に伴って減少に転じることが予測され、市税収入の減少や、社会保障関係経費の増加が見込まれています。また、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中する時期を迎えようとしています。

*地方分権改革が進む中、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりをさらに進めていく必要があります。また、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。*PDCAサイクルのもと、実施した取組の成果や課題を検証したうえで、その結果を翌年度以降の取組につなげていく必要があります。

公共施設については、維持管理・更新などのトータルコストの縮減や財政負担の平準化に努める必要があります。また、時代の変化を見据え、柔軟に行政課題に対応できる人材を育成するとともに、効率的な組織運営を進める必要があります。さらに、*ICTの利活用などにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る視点も重要です。

施策

8-1-1 効果的・効率的な行財政運営の推進

行政経営部

*行政評価の取組を強化しながら、その結果を実施計画、予算に反映し、行政課題に効果的・効率的に対応します。また、大阪府からの権限移譲や、近隣自治体などとの広域連携に努めるとともに、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。

8-1-2 *公共施設の最適化

行政経営部

学校や公民館などの一般建築物のほか、道路や上下水道なども含めた公共施設について、日常的な維持管理や老朽化した施設の更新などを適切に行うとともに、施設の複合化や集約化、公有地の利活用を図るなど、総合的かつ計画的な管理を進めます。

8-1-3 人材育成の推進

総務部

時代の変化を見据えながら、行政課題に適切かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員が能力を発揮できる組織づくりを行うため、市民対応能力や政策立案能力の向上などを目的とした職員研修の充実や人事評価制度の活用などを進めます。

8-1-4 ICTの利活用

行政経営部

市民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、ICTの利活用を進めます。また、災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、情報セキュリティの脅威に対応するため、情報システムの強化を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
8-1-1	*財政調整基金残高	106億円 (H28年度)	100億円
8-1-1	*公債費比率	7.5% (H28年度)	10%以下
8-1-2	一般建築物の*個別施設計画の策定が完了した割合	0% (H29年度)	100%
8-1-3	職員1人当たりの年間研修受講回数	5.9回 (H29年度)	7回
8-1-4	ICTを活用した行政サービスの稼働休止時間	144分 (H29年度)	0分

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○公共施設総合管理計画 ○公共施設最適化計画 ○情報化推進計画
○人材育成基本方針 ○職員体制最適化計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

▶▶IV. 市民意識指標（体系別）

市民の意識や行動、満足度などを市民意識指標として設定します。市民意識指標は、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざします（図表Ⅳ-1）。

図表Ⅳ-1 市民意識指標及び関連政策

No.	指標名	H26年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
市全体の取組の向上を示す指標					
1	今住んでいるところが気に入っているので、住み続けようと思っている市民の割合	57.8%	70%	—	—
2	市の窓口サービスに満足している市民の割合	16.3%	50%	—	—
【大綱1】人権・市民自治					
3	人権意識が向上していると思う市民の割合	21.7%	30%	1-1	4-2
4	男女がともに個性や能力を発揮できている社会になってきていると思う市民の割合	30.8%	50%	1-1	4-1
5	市報すいた、ケーブルテレビ、ホームページなど、市が発信する情報に満足している市民の割合	25.9%	41%	1-2 8-1	7-3
6	何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	4.0%	8%	1-2 8-1	—
【大綱2】防災・防犯					
7	地震や風水害などへの対策に満足している市民の割合	19.0%	70%	2-1	6-2
8	災害に備えている市民の割合	27.7%	75%	2-1	1-2 3-3
9	治安が良いと感じる市民の割合	42.8%	70%	2-2	4-3

No.	指標名	H26年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
【大綱3】福祉・健康					
10	何らかの社会参加をしている高齢者の割合	59.5%	70%	3-1	1-2 3-3
11	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスに満足している市民の割合	13.7%	18%	3-2	3-3 4-1
12	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉に満足している市民の割合	12.7%	24%	3-3	3-1 3-2
13	保健事業や健康づくりに満足している市民の割合	14.8%	18%	3-4	—
【大綱4】子育て・学び					
14	安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合	62.3%	75%	4-1 4-2 4-3	3-2 3-3 3-4
15	学校教育に満足している市民の割合	20.9%	50%	4-2	3-2
16	一年間で何らかの学習活動を行った市民の割合	—	50%	4-4	7-2
【大綱5】環境					
17	快適な生活環境の確保に満足している市民の割合	26.6%	40%	5-1	—
18	ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	25.1%	40%	5-1	—
【大綱6】都市形成					
19	まちなみが美しいと感じる市民の割合	58.6%	70%	6-1 6-2	5-1
20	みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	61.4%	67%	6-1	5-1
21	鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合	54.5%	60%	6-2	—
【大綱7】都市魅力					
22	商工業の振興に満足している市民の割合	10.8%	15%	7-1	—
23	芸術文化を親しめる環境として満足している市民の割合	15%	20%	7-2	4-4
24	成人の週1回以上のスポーツ実施率	36.7%	50%	7-2	3-4 4-4
25	市の魅力を伝える取組に満足している市民の割合	7.5%	15%	7-3	—

